

スカイマーク株式会社からの混雑空港（成田国際空港）  
運航許可申請に係る審議（第2回）

1. 日 時

令和元年10月8日（火） 10時30分～10時45分

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）  
河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 富田、原

4. 議事概要

- 事案処理職員から公聴会開催の申請はなかった旨の報告と答申案について説明を聴取した後、9月19日（木）の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、本件については、航空法第107条の3第3項に規定する混雑空港運航許可の基準に適合しており、許可することが適当であるとの結論を得た。

答申案については、許可基準として「競争の促進」と規定されていることを踏まえ、「一層の多頻度運航と競争状態が維持され」ではなく、「一層の多頻度運航と競争の促進が図られ」とすべきとの問題提起があり、その旨修正することとした。

- (注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。